

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年六月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
安芸高田市吉田老人福祉センター	安芸高田市吉田町吉田 1324 番地 1	令和6年6月3日
安芸高田市美土里体育センター	安芸高田市美土里町生田 2968 番地	令和6年6月3日
面山集会所	安芸高田市高宮町佐々部甲 274 番地 1	令和6年6月3日